

光回線に関するトラブルにご注意を！

光回線の契約をしている消費者に対して「アナログ回線に戻せば料金が安くなる」などと勧誘し、高額な費用を請求するトラブルが増えています。下記のような事例が報告されていますので、ご注意ください。



勧誘を受けた事業者名と契約内容をしっかり確認し、必要のない契約はきっぱり断ろう！

困ったとき、少しでも気になることがあるときは、すぐに五所川原市消費生活センターに相談しよう！

◎事例紹介

- ▷電話がかかってきて「自宅の光回線の電話をアナログ回線に戻しませんか？電話料金も安くなりますよ」と勧められた。今は、インターネットを利用しておらず、相手が大手通信会社と関係があるようなことも言ったので、信用してお願いすることにした。
- ▷その後、大手通信会社ではない業者から書面が届き、料金欄には4万円と記載されていた。高額と思ったが、必要経費なのだろうと思い直し、その業者に料金引落とし口座を届け出た。通帳を記帳すると、4万円だけでなく、ほかの料金も引き落とされていた。驚いて、その業者に電話すると「オプションのサポートサービス契約の月額料金です。2年間の契約です」と言われた。オプションなど契約した覚えはないと伝えて解約を申し出たら、3万円の解約料を請求された。
- ▷そこで、大手通信会社に問い合わせたら「その業者は、当社とは一切関係ありません。総務省の相談窓口と消費生活センターに相談してください」と言われた。



相談先…五所川原市消費生活センター Tel33-1626 または Tel26-5881

〈五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先〉

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	Tel 33-1626 / Tel 26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	Tel 0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	Tel 39-1212 24時間
女性・子どもに関する相談	ドメスティックバイオレンス・子育て全般に関すること	五所川原市子育て支援課	Tel 35-2111(内線2482) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)